

# 介護医療院 整備事業者公募概要【R6公募】

第9期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保健事業計画・認知症施策推進計画に定める整備目標に沿って、整備事業者を募集します。

募集区分	民有地活用
施設種別	ユニット型個室を優先しますが、多床室の整備も可能です。
整備年度	8年度 着工・出来高60% 9年度 しゅん工・開所
募集規模	1施設程度とします。(選定数が増減する可能性があります。)
対象者	介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第3項第1号の規定のとおり、医療法人、社会福祉法人、その他厚生労働大臣が定める者(新規設立法人も含む)とします。
留意事項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応募にあたっては「建設の手引きー民有地活用ー」を必ず確認してください。</li> <li>2 整備区域については、横浜市内全区を募集対象とします。</li> <li>3 市街地での建設を優先して検討してください。</li> <li>4 計画策定にあたり必要な法令及び基準に遵守した計画かどうか、事前に関係課へ必ず確認をするようにしてください。</li> <li>5 以下の区域が整備区域に含まれる場合には、応募不可となります。詳しくは建設の手引きをご確認ください。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害レッドゾーン：土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>(2) 災害イエローゾーン：土砂災害警戒区域、浸水深1メートル以上の浸水想定区域</li> </ol> </li> <li>6 市街化調整区域に建設する場合の条件 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 横浜市開発審査会で承認されることが必要で、停止条件付の応募となります。</li> <li>(2) 事業計画によっては、横浜市土地利用総合調整会議に付議する必要がありますので、下記問合せ先へ要否を確認してください。 【横浜市土地利用総合調整会議の問合せ先】 建築局企画課 電話：045(671)3655</li> </ol> </li> <li>7 人工透析治療が必要な入居者の受入れを条件とします。</li> <li>8 市内の特別養護老人ホームでは受入れが難しい医療的ケアが必要なことが理由で待機者となっている方々を、開設から1年以内に介護医療院の定員の5割以上受け入れることを条件とします。結果としてこれを達成しなかった場合には、交付した補助金額の1割を本市に返還していただきます。</li> </ol>
その他	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 整備に関する業者選定及び契約手続き等については、「民間社会福祉施設整備等に係る契約指導要綱」、「契約の手引き」及び「建設の手引き」に基づき行うことを条件とします。</li> <li>2 選定後であっても、横浜市補助金が予算化されない場合は、事業の遅れや、当初予定された補助制度の内容や金額に変更が生じる場合があります。</li> <li>3 当初想定し得ない事情により、事業継続が困難となった場合、選定を取り消す場合があります。</li> </ol>
事前相談	事業計画書の提出前に必ず健康福祉局高齢施設課と事前相談を行ってください。事前相談は、できる限り電話やEメールでお願いします。
応募方法	<p>「介護医療院建設の手引き」及び「介護医療院建設事業計画書」により必要書類を正副2部作成し、紙媒体で持参してください。また、同様の内容のデータも提出してください。</p> <p><b>&lt;締切&gt;令和6年7月10日(水)17時15分(厳守)</b></p> <p>※ 締切後の提出や添付書類に不備のある事業計画書は受け付けません。</p>
連絡先	横浜市中区本町6丁目50番の10 横浜市健康福祉局高齢施設課施設整備係 電話：045(671)4119 FAX：045(641)6408 Eメール：kf-tokuyouseibi@city.yokohama.jp